

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	児童福祉法施行令
根拠条項	第12条
処分の概要	指定試験機関の指定取消し、停止命令
法令の定め	児童福祉法第18条の10第2項（報第18条の11第2項において準用する場合を含む。） 児童福祉法第18条の11第1項 児童福祉法第18条の13第1・2項 児童福祉法第18条の14 児童福祉法第18条の15 児童福祉法施行令第7条第2項各号 児童福祉法施行令第7条第3項（第3号を除く。） 児童福祉法施行令第8条 児童福祉法施行令第9条 児童福祉法施行令第11条 児童福祉法施行令第12条 児童福祉法施行令第13条第1項
処分基準	[未設定イ] 法令の規定において判断基準が規定し尽くされており、処分基準の設定は不要
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（電話番号：011-204-5236）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html ）